

4. 事業制度概要

国営かんがい排水事業	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
------------	--------	--------------------

事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修、さらに農業水利制御システムの整備及びそれに付帯する工事。

採択基準

〔かんがい排水事業〕

受益面積がおおむね3,000ha(現に農業用用水施設のない土地又は開田を目的とするものにあたってはおおむね1,000ha、離島にあつては、おおむね1,000ha(ため池の新設は500ha))以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね500ha(畑に係るものにあつては100ha、離島の排水にあつてはおおむね200ha)以上の農業用排水施設の新設又は変更を行う事業。

ただし、地区の実情を勘案し、上記末端支配面積に満たない施設についても、農業水利制御システム及び畑地におけるファームポンドに限り事業の対象。

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設(通水量等がおおむね0.5m³/s以上で老朽化著しく維持管理に支障が生じるもの等)の更新のために行う事業は、当該施設の整備を行った国営土地改良事業の受益地がおおむね3,000ha以上現に存り、かつ、末端支配面積がおおむね500ha以上の施設が対象。

〔国営造成土地改良施設整備事業〕

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設(上記要件を満たす)に係る軽微な変更の事業(総事業費がおおむね10億円以上であり、1施設1億円以上であること)。

負担割合	区 分	国	県 (条例)	市町村	その他
(H5年度以降 着工地区)	1. ダム				
	受益面積 5,000ha 貯水量 700万m ³ 以上	70	25	5	—
	共同ダム(農業用)	2/3	20.9	8	4.5
	(その他)	2/3	19	8	6.4
	一般 上記以外のダム	2/3	17	6	10.4
	2. 頭首工				
	受益面積5,000ha以上	70	25	5	—
	5,000ha未満	2/3	17	6	10.4
	3. 排水機場, 樋門				
	受益面積5,000ha以上	70	25	5	—
	5,000ha未満	2/3	17	6	10.4
	4. 排水路				
	全施設	2/3	17	6	10.4
	5. 用水機場, 樋門, 導水路				
	全施設	2/3	17	6	10.4
	6. 用水路				
	全施設	2/3	17	6	10.4
	7. 農業水利制御システム				
	末端受益面積 100ha以上	2/3	17	6	10.4
	" 100ha未満	50	25	10	15

国営土地改良事業に係る 調査計画制度	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-------------------------------	--------	--------------------

趣 旨

国営土地改良事業を行うために必要な、その地域の課題把握、現況の土地・水利用状況の把握、施設計画、事業費概定、経済効果の算定、環境との調和に配慮した調査計画の策定、更には受益農家への事業概要説明など、さまざまな調査計画業務、関係者との調整業務を行う。

また、土地改良事業により造成された施設が、造成後もその機能を継続的に発揮するためには適切な維持管理を行なうことが重要であり、造成施設の主たる管理者である土地改良区や県・市町村などに対し維持管理に必要な情報提供や連絡調整など（事業のフォローアップ）を行う。

主な調査計画制度

○広域農業基盤整備管理調査（国費：100%）

地域の農地、農業水利、農村環境等の農業基盤情報の収集・分析・提供を行い、農業振興上の課題を整理するとともに、国営完了地区においては、水利用・排水状況、水管理、施設管理、農業状況等の現状把握を行う。これらの調査成果を基に事業の必要性の検討、水管理方法の変更、営農改善方策の対応を検討するとともに、完了地区においては、事業実施後の事業効果について評価する。

○広域基盤整備計画調査（国費：100%）

食料供給の中核的役割を担う大規模かつ優良な広域の農業地域（広域農業地域）を適切に維持、存続させるため、国が基幹的農業水利施設を計画的、機動的かつ、長寿命化に配慮し、整備更新するための広域基盤整備計画を策定する。

○地域整備方向検討調査（国費：100%）

用水計画の見直しや新規の水源開発及び中山間地域の振興、多面的機能の維持・保全を図る国又は独立行政法人緑資源機構が行う事業の実現性の高い地域において、国営等事業の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性について検討を行い、事業計画の案を作成するために行う調査に先立ち地域の課題及び整備構想の概略を検討する。

○地区調査（国費：100%）

国営土地改良に事業の実施が見込まれる地区において現状把握を行い、技術的・経済的妥当性を検討のうえ事業計画を策定する。

○全体実施設計（国費：当該国営土地改良事業実施要綱負担割合による）

地区調査が行われた地区において、工事計画に係る設計を行い、事業着手後に事業費が著しく変動しない精度の事業費算定を行う。

水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (旧県営かんがい排水事業)	事業主体 県	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 水利施設保全班
---	--------	--

事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修及びそれに付帯する工事。

採択基準

次に掲げる一に該当するもの。

- (1) 本事業を実施しようとするときは、地域における農業の振興方向、営農目標、生産基盤整備の内容、営農支援の体制等を定めた営農目標推進整備計画を作成するものとする。【戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業と農山漁村地域整備交付金で該当】
- (2) 国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体となつて行う事業であること。【戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業で該当】
- (3) 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、受益面積がおおむね200ha以上でありかつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。
- (4) 現に農業用用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用用排水施設(以下「畑地を受益とする農業用用排水施設」という。)の新設又は変更であつて、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ末端支配面積がおおむね20ha以上のもの。
- (5) 国営事業施行部分に接続する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね100ha以上のものの受益面積の合計がおおむね200ha以上のもの。
- (6) 国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね20ha以上のものの受益面積の合計がおおむね100ha以上のもの。
- (7) 農業用用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設(附帯施設を含む。)を伴う農業用用排水施設の新設又は変更であつて、受益面積がおおむね100ha以上のもの。
- (8) 河川に設置されている取水施設(農業用水として河水を得るための頭首工、集水きよ、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であつて、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。)が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であつて、受益面積がおおむね200ha以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。
ただし、この場合の事業費(取水施設の機能障害対策に係るもの。)にあつては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。
- (9) 「土地改良事業計画基準(排水・ほ場整備(畑))」(昭和53年9月12日付け53構改C第306号農林水産事務次官依命通達)により定められた排水に係る基準を上回る機能を有する排水施設を整備する必要がある地域において(1)の事業と併せて行う必要のある農地防災排水施設の新設、廃止又は変更であつて、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ、末端支配面積が併せ行う(1)の事業の末端支配面積と同一であるもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
一	般	50	25(40)	10	15(-)	

H23年度新規地区以降適用。()はダムに係る分

水利施設整備事業（排水対策特別型） （旧 地域水田農業経営支援排水対策特別事業）	事業主体 県	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 水利施設保全班
--	--------	-------------------------------------

事業の内容

- ア 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場，排水樋門，排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの。
- イ アの事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び生産基盤整備事業の（2）暗渠排水事業，（3）客土事業，（4）区画整理事業であって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とするものを併せて一体的に実施するもの。

採択基準

- ・ 地域水田農業ビジョンが定められており，水田の有効利用に向けた方向性が盛り込まれていること
- ・ 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり，かつア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね50%以上であること。
 - ア 降雨時において排水機，排水樋門，排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田
 - イ 常時地下水位が高い水田
 - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- ・ 受益面積 20ha以上
- ・ 末端支配面積 5ha以上

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	排水対策特別型 （旧地域水田農業支援排水対策特別事業）	50	25	10	15	H23年度新規地区移行適用

水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (旧基幹水利施設ストックマネジメント事業)	事業主体 県 土地改良区等	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 水利施設保全班
---	-------------------------	-------------------------------------

事業の内容

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成されたダム，頭首工，用排水機場，農業用排水路等の基幹的な農業水利施設について，施設の有効活用を図るため，効率的な機能保全対策を推進するもの。

1. 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された施設に関する機能保全計画の策定
2. 国営土地改良事業により造成された施設について，国営造成水利施設保全対策指導事業により策定された機能保全計画に基づく対策工事及び県営土地改良事業により造成された施設について，1の機能保全計画に基づく対策工事の実施
3. 国営造成施設又は県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事等の実施

採択基準

1. 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業水利施設であること。
2. 既存施設を有効活用すると認められる場合であって，施設機能の向上を主な目的としないものであること。
3. 県の水利整備事業，基幹水利施設保全型の実施方針に位置づけられたもの。
4. 対策工事を法律補助事業で行う場合においては，受益面積100ha以上であること。
5. 営農目標推進計画は「本事業の実施により将来に発生することが見込まれる農業用排水施設の機能低下が会費されることに伴う地域の代表的な生産振興作物の単収が回復または向上すること。」【戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業と農山漁村地域整備交付金で該当】

運用方針（内部規定）

1. 機能保全計画の策定の実施基準

- (1) 対象施設は県営土地改良事業で造成された農業水利施設のうち，標準耐用年数を既に超過しているか，機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 対象施設の選定は，一次機能診断の数値評価結果等に基づき施設管理者と協議のうえ行う。
- (3) 地区の選定は各管内の状況を勘案し，管内ごと，市町村ごと，水系ごと，土地改良区ごと等にする。
- (4) 機能保全計画は策定後，施設管理者にその結果を速やかに報告する。

2. 対策工事の実施基準

国造施設については国営造成水利施設保全対策指導事業及び県営造成施設にあたっては，本事業等で作成した機能保全計画に基づき実施する。

- (1) 県営事業

法律補助事業（土地改良法の手続きを経る事業）を基本とし、1施設の受益面積が100ha以上かつ1地区の総事業費が5千万円以上とする。1施設あたりの事業費が概ね1億円で、また早急に事業課する必要がある場合はこの地区については予算補助事業（土地改良法の手続きを経ない事業）を選択できるものとする。

(2) 団体営事業

1施設の受益面積が100ha以上で1地区の造事業費が3千万円以上かつ1施設あたりの事業費が2百万円以上の地区とする。

3. 緊急補修工事の実施基準

事業主体は施設管理者とし、対象施設は実施方針により選定された施設で事業費は2百万円以上を要件とする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	基幹水利施設 ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定)	50	25	25		県営
	(対策工事) 及び(緊急補修工事)	50	25	10	15	県営 H23以降採択地区
		50	15	35		団体営

水利施設整備事業 (地域農業水利施設保全型) (旧地域農業水利施設ストックマネ ジメント事業)	市町村 事業主体 土地改良区等 県土地改良事業団体連合会	農村整備課 所管課班 水利施設保全班
---	------------------------------------	--------------------------

事業の内容

団体営造成施設等の劣化状況等の調査に基づき、施設管理の省力化や環境との調和へも配慮しつつ、機能を保全するために必要な対応方策を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を作成、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策、又は事後的な保全対策を適切に組み合わせて行うとともに、これらに取り組むための技術指導等を併せて実施するもの。

1. 団体営造成施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む）
2. 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事（以下「対策工事」という。）の実施。
3. 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事（以下「事後保全」という。）の実施

採択基準

1. 県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたもの。ただし、基幹水利施設ストックマネジメント事業の「当該計画の策定に関する実施方針」に位置づけられた施設は本事業の対象外。
2. 機能保全計画の策定においては、末端支配面積面積100ha以上であり、予防的な対策が有効と見込まれるもの。
3. 対策工事においては受益面積100ha以上（機能保全計画を当事業で実施していない場合で、別に機能保全計画を作成している場合は10ha以上）であること。
4. 事後保全においては、施設の劣化に起因すると想定されるもの。
5. 対策工事及び事後保全においては、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
6. 知事が地域における農業の振興方向、戦略作物の生産や耕地利用率に係る営農目標を定めた営農目標推進整備計画を作成して行うもの。【農山漁村地域整備交付金で該当】

運用方針（内部規定）

1. 機能保全計画の策定の実施基準

(1) 対象施設施設は団体営土地改良事業で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹ストマネ実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者（個人を除く）が明確な施設で、標準耐用年数を既に超過しているか機能保全計画策定予定年かた5年以内に超過する施設。

(2) 地区の設定は、管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごと等とする。

2. 対策工事の実施基準

- (1) 1地区の総事業費が3千万円以上かつ1施設あたりの事業費が2百万円以上を要件とする。
- (2) 本事業で計画を策定した場合は1施設の受益面積（末端支配面積）が100ha以上とし、施設管理者独自で計画を策定した場合は1地区あたり受益面積（末端支配面積）が10ha以上とする。

3. 緊急工事

事後保全は以下の要件全てに合致する施設を対象とする。

- (1) 対象施設施設は団体営土地改良事業で造成された農業水利施設，県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹ストマネ実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され，施設管理者（個人を除く）が明確な施設。
- (2) その事故が劣化に起因すると判断されるもの。

※：下記の補助率は，平成23年4月1日より適用

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	地域農業水利施設 ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定)	50	15	35		団体営
	(対策工事) 及び(緊急工事)	50 (55)	15 (15)	35 (30)		団体営

※（ ）は 離島，特別豪雪地帯，振興山村，半島振興対策実施地域，過疎地域，
特定農山村地域又は急傾斜畑地帯の場合

水利施設整備事業 (地域用水機能増進型) (旧団体営地域用水機能増進事業)	事業主体 県	所管課班 ㊦ 農村振興課 地域計画班 ㊧ 農村整備課 水利施設保全班
--	--------	--

事業内容

用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能を正當に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水のさらなる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能に資するもの。

事業主体

都道府県

採択基準

次の要件をすべて満たしていること

- (1) 受益面積がおおむね200ヘクタール(沖縄県にあっては、100ヘクタール)以上であって、かつ、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上のものであること。
- (2) 当該地区内の末端支配面積5ヘクタール以上のすべての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として10パーセント以上であること。
- (3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね5パーセント(地域用水機能増進事業実施要綱(平成10年4月8日付け10構改D第221号農林水産事務次官依命通達)に基づく事業と本事業を併せ行う場合にあっては10パーセント)以上であること。

地域用水機能増進事業実施要綱に基づく事業は以下のとおり。

- 1) 地域用水機能増進計画の策定
- 2) 地域用水機能増進支援活動
- 3) 地域用水機能増進活動
- 4) 3)を補完する施設等の改修整備

- (4) 本事業の申請に係る土地改良区又は市町村に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会を設置すること。

負担割合	区 分	国	県	市町村 その他	備 考
県営	地域用水機能増進型	50	25	未定	

県営かんがい排水事業 <small>*この事業は継続地区に係る経過措置を除き廃止</small>	事業主体 県	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 水利施設保全班
--	--------	-------------------------------------

事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修及びそれに付帯する工事。

採択基準

次に掲げる一に該当するもの。

- (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ha以上でありかつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。（ほ場整備等面工事を含む事業に関連して行われるものであって、市町村が定める転作計画に即した営農計画が樹立されている地区にあっては受益面積・末端支配面積ともに60ha以上）
- (2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設（以下「畑地を受益とする農業用排水施設」という。）の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ末端支配面積がおおむね20ha以上のもの。
- (3) 国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね100ha以上のものの受益面積の合計がおおむね200ha以上のもの。
- (4) 国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね20ha以上のものの受益面積の合計がおおむね100ha以上のもの。
- (5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む。）を伴う農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上のもの。
- (6) 河川に設置されている取水施設（農業用水として河水を得るための頭首工、集水きよ、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であって、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。）が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積がおおむね200ha以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。
 ただし、この場合の事業費（取水施設の機能障害対策に係るもの。）にあっては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。
- (7) 「土地改良事業計画基準（排水・ほ場整備（畑）」（昭和53年9月12日付け53構改C第306号農林水産事務次官依命通達）により定められた排水に係る基準を上回る機能を有する排水施設を整備する必要がある地域において(1)の事業と併せて行う必要のある農地防災排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ、末端支配面積が併せ行う(1)の事業の末端支配面積と同一であるもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	一 般	50	30(40)	10	10(-)	※1
	新農業水利システム保全整備事業	50	30	10	10	※2

※1 H22年度まで採択された地区に適用。（ ）はダムに係る分

※2 採択期間 H16～H24「農業水利システム保全計画」策定地区にあっては末端支配面積10ha以上

地域水田農業支援排水対策特別事業 (旧 水田農業経営確立排水対策特別事業) <small>*この事業は継続地区に係る経過措置を除き廃止</small>	事業主体 県	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課水利施設保全班
--	--------	------------------------------------

事業の内容

田畑輪換等を通じた水田の有効利用を促進する観点から排水条件が不良で転作が困難である地域において排水改良を目的とした施設の整備等を行い、もって地域水田農業ビジョンの実現に資する。

採択基準

- ・地域水田農業ビジョンが定められており、水田の有効利用に向けた方向性が盛り込まれていること
- ・受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり、かつア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね50%以上であること。
 - ア 降雨時において排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田
 - イ 常時地下水位が高い水田
 - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- ・受益面積 20ha以上
- ・末端支配面積 5ha以上

事業採択期間

平成16～23年度

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	地域水田農業支援排水対策特別事業	50	30	10	10	H22年度採択地区まで適用

広域農業用水適正管理対策事業	事業主体 県，市町村 土地改良区等	所管課係 ①農村振興課 地域計画班 ② 未 定
----------------	-------------------------	-------------------------------

趣 旨

- 1) 国営土地改良事業の施行に伴い，用途廃止すべき農業水利施設のうち，当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため，用途廃止されずに残存しているものを撤去することによって，当該流域の農業用水管理の適正化，災害の未然防止等を目的とするもの。

事業内容

- (1) 及び (2) に該当する農業水利施設の撤去を行う。
- (1) 国営土地改良事業の施行に伴い，用途廃止すべき頭首工，水門，樋管，樋門等の農業水利施設のうち，当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため，用途廃止されずに残存しているもの
- (2) 農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設

事業主体

県，市町村，土地改良区，その他知事が適当と認める者。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	広域農業用水適正管理対策事業	※ 1	※ 2			※ 1 従前の国営土地改良事業完了時の国庫負担率を適用。 ※ 2 国庫負担率以外の負担割合については，「ため池等整備（農業用河川工作物等応急対策）」の負担割合の区分に基づき要件を決定し，国のガイドラインにより負担割合を算出する。

基幹水利施設ストックマネジメント事業 <small>*この事業はH23より交付金対象となり「水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）に名称変更</small>	事業主体 県 土地改良区等	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊦農村整備課 水利施設保全班
--	-------------------------	--

事業の内容

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成されたダム，頭首工，用排水機場，農業用排水路等の基幹的な農業水利施設について，施設の有効活用を図るため，効率的な機能保全対策を推進するもの。

1. 県営土地改良事業により造成された施設に関する機能保全計画の策定
2. 国営土地改良事業により造成された施設について，国営造成水利施設保全対策指導事業により策定された機能保全計画に基づく対策工事及び県営土地改良事業により造成された施設について，1の機能保全計画に基づく対策工事の実施
3. 突発的事故に対する緊急補修工事等の実施

採択基準

1. 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業水利施設であること。
2. 既存施設を有効活用すると認められる場合であって，施設機能の向上を主な目的としないものであること。
3. 県の基幹水利施設ストックマネジメント事業実施方針に位置づけられたもの。
3. 対策工事を法律補助事業で行う場合においては，受益面積100ha以上であること。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	基幹水利施設 スtockマネジメント事業 （機能保全計画策定）	50	25	25		県営
	（対策工事） 及び（緊急補修工事）	50	30	10	10	県営
		50	15	35		団体営

農業用水水源地域保全対策事業 (平成19年度～平成24年度)	事業主体 保全促進対策：県 普及促進対策：県、市町村、土地改良区	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
--	---	--------------------

趣 旨

良質な農業用水の安定的な供給と国土保全のためには、水源地域における森林について、水源涵養機能の発揮、土砂流出防止機能の向上や良好な森林環境の形成を図る必要がある。また、地球温暖化の問題は、人類の生存基盤に関わるもっとも重要な環境問題の一つであり、京都議定書目標計画に定められた森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けて、森林整備等の強力な推進が不可欠な状況にある。

宮城県は、この地球温暖化問題防止対策の趣旨に呼応し、県内にある137,500haの農地に係る「良質な農業用水の安定的な確保と有効利用を持続し、並びに森林と農業用水の関わりについて広く県民の理解を深めること」を目的に、各種調査等や普及促進活動を実施する。

採 択 要 件

1. 保全促進対策

- ・農業用水水源林保全調査は、農業用水関連特定森林整備事業（特定事業）又は耕作放棄地対策の実施が見込まれること。
- ・普及促進基本計画の策定は、同計画に即した活動の実施が見込まれること。
- ・耕作放棄地の利用計画の策定は、耕作放棄地対策の実施が見込まれること。

2. 普及促進対策

- ・保全促進対策の普及促進基本計画が作成され、事業実施主体の所在地又は水源地域のある森林計画内において、特定事業又は耕作放棄地対策が実施されること。

事業の内容

1. 保全促進対策

- (1) 水源地域における森林の整備事業等及び耕作放棄地を水源林にするために必要な整備事業の実施に必要な農業用水水源林保全調査
- (2) 農業用水と水源林の関わりについて理解を深めることや水源林により涵養された農業用水の有効利用を図ることを普及促進する活動等の実施に必要な普及促進基本計画の策定
- (3) 水源林周辺における耕作放棄地の利用計画の策定

2. 普及促進対策

農業用水と水源林の関わりについて理解を深めることや水源林により涵養された農業用水の有効利用を図ることを普及促進する活動等

負担割合	事業主体	国	県	市町村	その他	備 考
	保全促進対策	定額	—	—	—	県営事業
	普及促進対策	定額	—	—	—	県営、団体営事業

地域水ネットワーク再生事業 (平成20年度～平成24年度)	事業主体	所管課班	農村振興課	広域水利調整班
	用水施設整備等：県、市町村、土地改良区等 情報分析：県、市町村、土地改良区、民間団体等			

趣 旨

近年の農村地域は、都市化・混住化、畑地転換の増加等に伴う農業用水量の減少、非かんがい期における農業用水の不通、家庭雑排水の流入に伴う水質汚濁等によって、生活環境、自然環境、景観等が減退するとともに、農業者の減少により農業水利施設の維持管理負担が増大しており、この状況は今後更に顕著なものになっていくことが想定される。

このことから、本事業は、地域の生物多様性、水質、景観、生活環境等を保全するとともに、地域住民と農業者が一体となった農業水利施設の維持・保全管理を実現するため、環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水等の用水を取得・再生し、農業用排水路等に通水させ、併せて水質を浄化するための施設整備や用水の利活用に必要な施設整備を実施することにより、農業用水等の更なる質的向上を図るものである。

採 択 要 件

1. 用水施設整備等事業

- (1) 次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ア 農業水利施設における維持・保全管理負担が増嵩し、その継続に支障を来すことが懸念される地域であること。
 - イ 取得・再生される用水の通水施設が農村振興局長が別に定める基準を満たす農業水利施設であること。
- (2) (1)に定めるところのほか、環境用水又は冬期湛水用水を取得する場合にあっては、次に掲げる要件のうちア及びイを、消流雪用水を取得する場合にあっては、ア及びウを満たすものとする。
 - ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業水利施設の維持・保全管理の主体となる地域水ネットワーク再生協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること。
 - イ 事業計画区域が、田園環境整備マスタープラン（「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱について」（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）」に定めるものをいう。以下同じ。）の環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること、又は地方農政局長等が認める環境配慮を重視する計画に位置付けられること。
 - ウ 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること。

2. 情報分析事業

用水施設整備等事業と一体的な実施が見込まれること。

事業実施主体

- 1 用水施設整備等事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者とする。
- 2 情報分析事業の事業実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が別に定める公募要領により、農村振興局長及び地方農政局長等が公募し、応じた者の中から事業実施主体として選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。

事業の内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1. 用水施設整備等事業

- (1) 別表の1の(1)から(3)までに掲げる調査、調整、施設整備を総合的に行うものとする。
- (2) 別表の1の(4)に掲げる調査、調整を行うものとする。

2. 情報分析事業

別表の2に掲げる情報分析を行うものとする。

負担割合	事業主体	国	県	市町村	その他	備 考
	用水施設整備等	1/2	1/2	—	—	県営（県保有水利権に係る環境用水等の調査、調整）
	”	1/2	未定	未定	未定	県営（上記以外の調査、調整及び施設整備）※
	”	1/2	未定	未定	未定	団体営（冬季湛水に係る調査、調整以外）
	”	(定額)100%	—	—	—	県営、団体営（冬季湛水に係る調査、調整）
	情報分析	(定額)100%	—	—	—	公募団体（県、市町村、土地改良区、民間団体等）

※用水の取得・再生に係る施設整備のうち、冬期湛水に対応した施設整備による事業費増嵩分に対して促進費が交付される。（冬期湛水に対応した施設整備による事業費増嵩分の2/10相当）

別表

事 業 内 容
1 用水施設整備等事業
(1) 用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備
ア 用水の需要調査
イ 試験通水等による協議、操作管理等調整
ウ 用水の適正配水に係る分水施設、用水路等整備
エ 冬期湛水に資する水管理施設、用水路等整備
(2) 農業用排水路等の水質浄化を図る施設整備
ア 浄化水路整備
イ 曝気施設等の浄化施設整備
(3) 用水の利活用に必要な施設整備
ア 環境との調和に配慮した水路整備
イ 生物生態系に配慮した水路ワンド等整備
ウ その他用水の利活用に必要な施設整備
(4) 冬期湛水に資する調査、調整
2 情報分析事業
(1) 用水に関する分析
(2) 取水規定、財産、維持管理等の検討
(3) 費用便益分析

水利区域内農地集積促進整備事業	事業主体	県 市町村 土地改良区	所管課班	㊦農村振興課 地域計画班
				㊦農村整備課 水利施設保全班

趣 旨

基幹的な水利施設の整備（国営・県営かんがい排水事業）と一体的に末端の水利施設等の整備を行い、担い手への農地集積を促進させることを目的とする。

採択要件

(1) ハード事業

- ・国営・県営かんがい排水事業（基幹事業）で整備する農業用排水施設と連続性を持ったものであること。また、選択工種を実施する農地は、基幹事業の受益地内であること。
- ・基幹事業は、本事業の採択年度において実施中の事業であること。
- ・受益面積の合計が20ha以上であること。
- ・事業区域内において、事業完了時までに担い手への農地の面的集積又は利用集積が一定以上増加すること。

【面的集積の場合】

事業実施前	事業完了時
15%未満	20%以上
15～35%	5本/ha以上UP
35～40%	40%以上
40%以上	UP

または

【利用集積の場合】
（中山間地域に限る）

事業実施前	事業完了時
23%未満	30%以上
23～50%	7本/ha以上UP
50～57%	57%以上
57%以上	UP

(2) 関連支援

- ・目標年度までに高度経営体を1以上育成すること。
- ・ハード事業完了時までに、担い手への農地の面的集積又は利用集積が一定以上増加すること。

【面的集積の場合】

事業実施前	事業完了時
13%未満	20%以上
13～35%	7本/ha以上UP
35～38.5%	42%以上
38.5～63%	3.5本/ha以上UP
63～66.5%	66.5%以上
66.5%以上	UP

または

【利用集積の場合】
（中山間地域に限る）

事業実施前	事業完了時
20%未満	30%以上
20～50%	10本/ha以上UP
50～55%	60%以上
55～90%	5本/ha以上UP
90～95%	95%以上
95%以上	UP

事業の内容

(1) ハード事業

- ・基幹工種：農業用排水施設
- ・選択工種：区画整理、暗渠排水、客土

(2) 関連支援

- ① 高度土地利用調整事業
都道府県が行う普及・指導活動に対する支援、土地改良区等が行う土地利用調整活動等に対する支援
- ② 高度経営体集積促進事業
基盤整備を通じて確保された生産性の高い農地を、高度経営体へ一定以上集積することを促進するための支援
- ③ 耕地利用高度化推進事業
基盤整備による耕作放棄地の発生防止効果を高めるための、営農上支障となる湧水、不陸等への対応、暗渠の維持管理等、小規模な条件整備等への支援
＜限度額＞ ハード事業費の2%

事業主体

- ハード事業：県
関連支援：①県，市町村，土地改良区等
②，③県，市町村

負担割合	区 分					
	国	県	市町村	その他	備 考	
	50 (55)	未定	未定	未定	（ ）は中山間等	